

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第6区分

【発行日】平成20年10月2日(2008.10.2)

【公開番号】特開2007-50924(P2007-50924A)

【公開日】平成19年3月1日(2007.3.1)

【年通号数】公開・登録公報2007-008

【出願番号】特願2005-239210(P2005-239210)

【国際特許分類】

B 6 5 D 53/06 (2006.01)

B 6 5 D 53/04 (2006.01)

【F I】

B 6 5 D 53/06 A

B 6 5 D 53/04 Z

【手続補正書】

【提出日】平成20年8月13日(2008.8.13)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

キャップの天板部下面に付設される密封用の樹脂製ライナーにおいて、容器口部の内面側に当接する環状突起が、その基部側から端部側に向けて半径方向外方に拡がって傾斜するように一体的に形成され、該環状突起が半径方向内方に変形するのを抑えるための複数の補強凸部が、それぞれ該環状突起の内面から半径方向内方に延びるように一体的に形成されていると共に、開口端付近の内面側が内方に膨出する曲面となっている容器口部に対して、該環状突起の端部の外径が、容器口部の最小内径よりも大きくなっている、容器口部にキャップを装着した状態で、該環状突起が、容器口部の最小内径部の高さよりも下方にまで突出しており、該環状突起の内面から延びる補強凸部が、容器口部の最小内径部の高さと略同じ高さまで下方に突出していることを特徴とするキャップ用樹脂製ライナーの構造。

【請求項2】

複数の補強凸部が、ライナーの中心部から放射状に形成されていて、各補強凸部の内端部分同士が一体的に接続され、各補強凸部の外端部分が環状突起の内面に一体的に接続されていることを特徴とする請求項1に記載のキャップ用樹脂製ライナーの構造。

【請求項3】

樹脂製ライナーには、間隔を置いて同心的に外側環状突起と内側環状突起とが一体的に形成されていて、容器口部の内面側に内側環状突起が当接し、容器口部の外側に外側環状突起が当接することを特徴とする請求項1又は2に記載のキャップ用樹脂製ライナーの構造。

【請求項4】

樹脂製ライナーが、デュロメーターD硬さ(JIS K 7215D)で50を超える硬質の樹脂からなることを特徴とする請求項1乃至3の何れかに記載のキャップ用樹脂製ライナーの構造。

【請求項5】

樹脂製ライナーを付設させるキャップが、金属製のネジ付き缶の容器口部に装着される金属製のロールオンキャップであって、開口端付近がカール部に形成されたネジ付きの容

器口部に対して、ロールオン成形によりキャップを装着する際に、キャップの天板部周縁部にかしめ加工を施さないものであることを特徴とする請求項1乃至4の何れかに記載のキャップ用樹脂製ライナーの構造。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

本発明は、上記のような課題を解決するために、キャップの天板部下面に付設される密封用の樹脂製ライナーにおいて、容器口部の内面側に当接する環状突起が、その基部側から端部側に向けて半径方向外方に拡がって傾斜するように一体的に形成され、該環状突起が半径方向内方に変形するのを抑えるための複数の補強凸部が、それぞれ該環状突起の内面から半径方向内方に延びるように一体的に形成されていると共に、開口端付近の内面側が内方に膨出する曲面となっている容器口部に対して、該環状突起の端部の外径が、容器口部の最小内径よりも大きくなっていて、容器口部にキャップを装着した状態で、該環状突起が、容器口部の最小内径部の高さよりも下方にまで突出しており、該環状突起の内面から延びる補強凸部が、容器口部の最小内径部の高さと略同じ高さまで下方に突出していることを特徴とするものである。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0012】

なお、環状突起の内面から半径方向内方に延びる複数の補強凸部を一体的に形成することで、環状突起が変形するの補強凸部の支持によって防止するということは、上記の特許文献2（特開昭51-94380号公報）にも開示されているが、該引用文献中に開示されたものは、環状突起（シール部）と補強凸部（補強隆条）と同じ高さで下方に突出させたものであり、環状突起（シール部）の全体を補強凸部（補強隆条）により支持しているものであって、本発明のように環状突起の基部側だけを補強凸部で支持しているものではなく、また、開口端付近の内面側が内方に膨出する曲面となっている容器口部に対してキャップを装着した状態で、環状突起の端部が、容器口部の最小内径部よりも下方且つ外方に突出し、補強凸部が、容器口部の最小内径部と略同じ高さまで下方に突出しているようなものではない。